**平成２４年（フ）第１８２号**
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字大縄場七ノ切９番地４　ＳＰＡＣＥＶ103号、開始決定時の住所愛知県一宮市北方町中島字大道東60番地２
破産者　田中　尚徳
１　決定年月日　平成25年７月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第４９号**
福岡市早良区次郎丸２丁目25番39―101号
破産者　石瀧　哲哉
１　決定年月日　平成25年７月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２５年（フ）第４１１号**
札幌市豊平区美園２条８丁目１番19号
破産者　菅原　淑子
１　破産債権の届出期間　平成25年８月16日まで
２　一般調査期日　平成25年９月18日午前11時
平成25年７月19日
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１２５号**
新潟県妙高市大字両善寺438番地11
破産者　有限会社丸山左官工業所
１　破産債権の届出期間　平成25年８月16日まで
２　一般調査期日　平成25年９月２日午後１時30分
平成25年７月19日　新潟地方裁判所高田支部

**平成２４年（フ）第８１８号**
広島市西区己斐大迫２丁目６番17号
破産者　福光　秀明
１　破産債権の届出期間　平成25年８月21日まで
２　一般調査期日　平成25年10月16日午後２時
平成25年７月22日
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第９号**
京都府舞鶴市字引土46番地
破産者　水嶋　昭子
１　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
２　一般調査期日　平成25年９月20日午前11時30分
平成25年７月19日
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**平成２５年（フ）第１８７号**
大阪市淀川区東三国２丁目24―１、開始決定時の住所大阪市淀川区東三国２丁目11番14―301号
破産者　松島　道雄
１　破産債権の届出期間　平成25年８月29日まで
２　一般調査期日　平成25年10月７日午後３時
平成25年７月22日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１９号**
和歌山県新宮市田鶴原町２丁目２番11号
破産者　速水　忠男
１　破産債権の届出期間　平成25年９月２日まで
２　一般調査期日　平成25年10月７日午後１時30分
平成25年７月22日
和歌山地方裁判所新宮支部

**平成２４年（フ）第２０号**
和歌山県新宮市熊野地２丁目11番27号
破産者　速水美代子
１　破産債権の届出期間　平成25年９月２日まで
２　一般調査期日　平成25年10月７日午後１時30分
平成25年７月22日
和歌山地方裁判所新宮支部

**平成２５年（フ）第５０号**
山形県天童市大字高擶南49番地の１
破産者　遠藤　敬知
１　破産債権の届出期間　平成25年９月９日まで
２　一般調査期日　平成25年10月17日午後１時40分
平成25年７月22日　山形地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第５５号**
沖縄県うるま市字赤道386番地４
破産者　許田　弘
１　破産債権の届出期間　平成25年９月27日まで
２　一般調査期日　平成25年10月22日午前10時30分
平成25年７月22日　那覇地方裁判所沖縄支部

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成２３年（フ）第２２９号**
山口市三和町17番31―607号
破産者　野村　亘
異議申述期間　平成25年８月29日まで
平成25年７月19日
山口地方裁判所民事部破産係

## 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２５年（フ）第５５号**
新潟県阿賀野市下条町17番９号
破産者　瀬藤　厚
免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
平成25年７月19日
新潟地方裁判所新発田支部

## 特別清算開始

**平成２５年（ヒ）第２０５７号**
東京都千代田区飯田橋４丁目７番１号
清算株式会社　買う市株式会社
代表清算人　松浦　義幹
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

## 特別清算終結

**平成２５年（ヒ）第２０２２号**
東京都渋谷区渋谷２丁目22番16号
清算株式会社　株式会社ゴー・シネマ
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

## 監督命令

**平成２５年（再）第２号**
鹿児島県鹿児島市伊敷６丁目13番39号
再生債務者　株式会社友好産業
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　鹿児島市山下町12番10号　徳田ビル201号　新納法律事務所　弁護士　新納　幸辰
平成25年７月18日
鹿児島地方裁判所民事第３部

**平成２５年（再）第３号**
鹿児島県鹿児島市伊敷６丁目13番39号
再生債務者　濵﨑すみ子
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　鹿児島市山下町12番10号　徳田ビル201号　新納法律事務所　弁護士　新納　幸辰
平成25年７月18日
鹿児島地方裁判所民事第３部

## 書面による決議に付する決定

**平成２４年（再）第２号**
岡山市北区奉還町４丁目21番15号
再生債務者　株式会社ふじうら
１　決議に付する再生計画案　平成25年５月22日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成25年９月17日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年８月28日
４　議決権者確定の基準日　平成25年８月28日
平成25年７月17日
岡山地方裁判所第３民事部

## 決議に付する決定及び債権者集会招集

**平成２５年（再）第２号**
京都府宇治市広野町尖山17番地の３
再生債務者　市原　義明
１　決議に付する再生計画案　平成25年５月16日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成25年９月９日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年９月２日
平成25年７月16日
京都地方裁判所第５民事部